

令和 8 年度事業計画書

1 基本方針

令和 8 年度を迎える日本は、緩やかな経済成長の中でも実質賃金の伸び悩みや国際競争力強化の課題を抱えています。また、人口減少と少子高齢化が進行し、総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は 29.3% に達するとともに、労働力人口の減少による働き手不足が深刻化し、高齢化も顕著です。この結果、15 歳から 64 歳の働き手が減少する一方で、65 歳以上の就業者が増加し、労働力全体の重要な担い手となると同時に、将来的な生産性・就労時間の確保という面での制約も指摘されており、地域におけるシルバー人材センターの就労機会の創出と継続的な会員確保は重要な課題です。

また、令和 6 年 11 月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）は、フリーランスとして働くシルバー会員が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。この法律の施行を受け、長久手市シルバー人材センター（以下「当センター」という。）では、令和 8 年 4 月から新たな契約方式への見直しを行います。

さて、当センターにおいては、令和 8 年度からスタートする第 3 次中期計画の初年度を迎えます。この計画には重点目標として 3 つの柱を設定し、会員の増強や就業機会の拡大、安全・適正就業、経営の健全化などの目標の実現に向けた取り組みを推進していきます。会員数については、ここ 10 年の年度末会員数が増加傾向にある状況を、引き続き維持・拡大することに努めます。また、経営の健全化においては、大口の請負契約更新の打切りなど厳しい状況は変わらないものの、フリーランス法による包括契約運用開始により、インボイス制度（適格請求書等保存方式）による税負担が軽減されることも見込まれるなど、経営環境も大きく変容することが予想されます。さらに、会員の安全・適正就業において、シルバーでの就業がフレイル予防に効果があり、認知症の理解促進にもつながるなど、健康づくりや地域社会への貢献も期待されています。

こうした情勢を踏まえて、令和 8 年度の当センターでは、長引く物価や燃料費等の高騰、AI 技術やデジタル化の進展への対応など、外部環境による変化を敏感に受け止め、それらを法人経営に反映させていくことが重要です。そして、就業意欲のある高齢者の受け皿として、新たな就業先を開拓し、会員の就業機会の拡大につなげていくとともに、会員に対するフレイル予防や認知症への理解促進を図り、適正な就業拡大を図ることが必要です。

当センターは、公益性の高い事業展開と経営の健全性を保持しながら、センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、より一層の体制強化と効率的な事業運営を心掛け、市民や企業及び行政など地域から信頼されるセンターを目指して、会員と役職員が一丸となって事業の推進に取り組めます。

2 事業実施計画

(1) 会員の拡大及び退会抑制

- ア 毎月開催する入会説明会に加え、オンライン入会説明会を開催し、入会機会の促進を図る。
- イ 一般市民を交えた女性向け講習会等を開催し、女性会員の増強に繋げる。
- ウ 未就業会員の就業等に関する相談会を行い、就業機会の確保を図る。
- エ 高年齢会員の退会抑制に向け、特別会員制度の導入を引き続き検討する。
- オ 人手不足分野の会員を確保するため、就業体験を実施する。

(2) 会員のスキル・技術技能の向上

- ア 職種に応じた技能講習会を開催し、会員の技術向上及び後継者育成に努める。
- イ 生活支援講習会を開催し、会員のスキルアップ向上及び育成に努める。

(3) 就業機会の拡大

- ア 新規就業の機会拡大を図るため、新規自主事業を検討する。
- イ 新たな就業先の開拓を行うとともにセンターの普及啓発に努める。
- ウ 会員が講師となり各種講座や学習教室を継続的にを行い、会員への就業機会の提供及びカルチャー事業の拡大に努める。
- エ 就業機会の拡大・開拓を行うため就業開拓推進員を配置する。
- オ 会員の希望就業先の開拓に向け会員のニーズを検討する。
- カ 発注者に対し利用者アンケートを行い新たな就業を開拓する。

(4) 安全就業の推進・事故防止

- ア 安全・適正就業基準の作業別安全基準を遵守し、賠償事故並びに傷害事故の抑止を徹底する。また就業会員の高齢化による安全対策を徹底し、事故抑止に努める。
- イ 会員の健康管理や事故防止対策を目的とした健康講習会・交通安全講習会及び新たにフレイル予防等の講習会を開催する。
- ウ 「Smile to Smile」を活用し、全シ協の安全ニュースやセンターの事故情報等を提供するなど、安全意識の向上に努める。

(5) 就業の適正化

- ア 適正就業ガイドラインを周知徹底し、請負・委任・派遣による適切な就業形態の推進に努める。
- イ 会員の就業機会を確保するため、ワークシェアリングやローテーション就業を推進する。

(6) 調査・研究

- ア 会員の希望職種及び趣味等を調査し新たな就業開拓に努める。
- イ 未就業会員の状況調査及び就業相談会を実施した調査結果を基に就業開拓に努める。
- イ 愛知県シルバー人材センター連合会及び尾東地区シルバー事務連絡協議会を通じた情報の収集や他センターの状況把握に努め、センター運営に役立てる。

(7) 会員の交流・普及啓発

- ア 事業委員会を中心に農産物・手作り小物・和洋服リフォーム・軽食の販売、リサイクルマーケットなど会員の交流とシルバーPRも兼ねたシルバークエストを開催する。
- イ 気軽に多くの会員が参加できるイベントや趣味の同好会活動・ボランティア活動を推進する。
- ウ 女性委員会を中心として、女性向けイベントや日帰り旅行を継続するとともに、新たな女性向けサークルの立ち上げを検討する。
- エ 会員同士の繋がりができるよう、新たなイベントを企画・検討する。

(8) 情報公開の推進

- ア ホームページやInstagram等を活用し、センターの活動内容やイベント情報に加えて、仕事情報や会員の就業情報等をリアルタイムで提供するとともに、業務財務状況等を随時更新するなど、法人としての活動・運営状況を見える化することで、市民等への情報公開に努める。
- イ センター専用サイト「Smile to Smile」を活用し、会員へのお知らせやイベント情報、仕事情報等を積極的に提供する。

(9) デジタル化及び事務事業の合理化

- ア 会員の「Smile to Smile」への登録を推進し、契約条件の明示など必要な情報を常時閲覧できる体制を強化拡大するとともに、事務の合理化に努める。
- イ 事務局と会員、会員相互のコミュニケーションを図るため、LINEWORKSなどのSNSを活用したサービスを拡充する。

(10) 事務局体制及び運営の充実

- ア 外部機関が開催する各種研修プログラムに参加し、職員のレベルアップに努める。
- イ 先進シルバー人材センターへの役員視察研修等を行い、充実したセンター運営を図る。

(11) 長久手市高齢者生きがいセンターの管理運営

引き続き、令和 8 年度から令和 12 年度までの「高齢者生きがいセンター」指定管理者の指定を受け、管理運営については、条例及び規則を遵守し、利用者からの意見・要望を反映させることでサービスの向上に努める。

(12) 月別事業計画

別表のとおり